# 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

# 仁淀川の減災に係る取組方針(案)

平成29年5月17日

## 仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会

(高知市、土佐市、いの町、佐川町、日高村、高知県、高知地方気象台、四国地方整備局)

### 1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊、流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申された。

仁淀川流域においては、この答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全、安心を担う沿川の5市町村(高知市、土佐市、いの町、佐川町、日高村)、高知県、高知地方気象台、四国地方整備局で構成される「仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「本協議会」という。)を平成28年6月2日に設立し、減災のための目標を共有し、平成32年度を目処にハード、ソフト対策を一体的、計画的に推進することとした。

仁淀川流域は、下流域で形成されている平野の地盤高が仁淀川本川の計画高水位より低く、潜在的に堤防の決壊による被害拡大の危険性を有する地形の特徴を有しており、一度氾濫が起こればその被害は甚大である。

また、仁淀川下流域の支川は、仁淀川から離れるほど地盤が低い低奥型地形となっており、仁淀川からの背水を受けやすい等の地形の特徴を有している。

今般指定した、想定しうる最大規模の降雨に伴う浸水想定は、これまでの実 績洪水より、さらに浸水面積や浸水深が大きく洪水継続時間が長いことから、 その被害はより甚大なものになることが予想される。

仁淀川では、昭和 18 年 7 月、昭和 20 年 9 月、昭和 21 年 7 月の一連の洪水 を契機に、昭和 23 年から国の直轄事業として治水事業に着手した。

昭和39年の新河川法制定に伴い、工事実施基本計画を昭和41年に策定した。 同計画では、計画高水流量を超過した昭和38年8月台風9号による洪水を考 慮して、新たに洪水調節施設として大渡ダムを位置付け、昭和 43 年に着手し、 昭和 61 年に完成した。

また、昭和50年8月台風5号では、仁淀川中下流域に記録的な豪雨をもたらし、平地のほとんどが水没するという大水害が発生し、これを契機として、昭和51年4月に支川の日下川、波介川及び宇治川で全国初となる河川激甚災害対策特別緊急事業が採択され、日下川放水路や波介川水門の新設、宇治川排水機場の増設等が行われ、各支川の治水対策は大きく進展した。

その後も度重なる水害により、波介川、宇治川及び日下川で支川の治水対策等を実施している。

また、平成25年12月には「仁淀川水系河川整備計画」を策定し、八田堰上流は平成17年9月洪水(戦後第3位規模)、八田堰下流は昭和38年8月洪水(戦後最大規模)に対し、洪水の氾濫による家屋等の浸水被害を防止することを目標として、河川改修事業を推進しているところである。

現在、いの町加田箇所では無堤部対策として堤防整備、土佐市新居箇所及び 用石箇所では、河道掘削、樹木伐採を実施しているところであるが、十分な安 全度が確保されていない。

さらに、現在の整備水準を上回るような洪水が発生した場合には、大規模氾 濫が発生する危険性は否めないところである。

本協議会では、こうした仁淀川流域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、 平成32年度までに大規模氾濫時の減災対策として、円滑かつ迅速な避難行動、 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動、社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化に関し、各構成機関が一体的、 計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、「仁淀川流域の減災に係る 取組方針」(以下「取組方針」という。)としてとりまとめたところである。

### 取組方針の具体的な内容としては、

### 1)ハード対策の主な取組

- ・仁淀川下流域の支川沿い等に形成された平野の主要な市街地部を守る ため、洪水を安全に流すためのハード対策として、堤防の整備、河道 掘削、樹木伐採、浸透対策を実施(平成28年度~平成32年度)
- ・想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水によりほとんどの堤防で越水する可能性のある仁淀川の堤防では、危機管理型のハード対策として堤防天端の舗装の実施(平成28年度)
- ・頻発する支川の内水被害を軽減するため、支川宇治川流域において宇治川排水機場のポンプ増設(平成27年度~平成30年度)、天神ヶ谷川の改修、雨水ポンプ場2箇所整備等(平成27年度~平成31年度)を実施。支川日下川流域においては、日下川放水路の新設(平成27年度~平成32年度)、日下川、戸梶川の改修等を実施(平成27年度~平成31年度)
- ・想定しうる最大規模の降雨に伴う浸水想定区域内に市町村の防災拠点 があるため、市町村庁舎の浸水対策を検討(平成28年度~)

### 2) ソフト対策の主な取組

- ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組
  - ・仁淀川下流域の支川沿い等に形成された平野の主要な市街地部が、広範囲かつ浸水期間が 2 日を超えるような長期間浸水が継続するという水害リスクや避難行動のきっかけとなる防災情報などを住民や企業など広く一般に周知するため、河川水位、雨量、河川状況がわかる CCVT カメラのライブ映像などのリアルタイムの情報提供(継続)、地点別氾濫シミュレーションなどの情報提供(平成 28 年度~)や防災情報のチラシや市町村の広報紙等を用いて防災情報の住民への周知(平成 28 年度~)、防災ラジオの配布等(継続)

- ・支川の内水被害が頻発している仁淀川下流域の市町村では、逃げ遅れのない避難行動のために避難勧告等が発令できるよう支川波介川、宇治川、日下川の浸水被害及び浸水予測を市町村に情報提供(平成28年度~平成30年度)や内水被害が頻発する支川の情報も含めたタイムラインの作成(平成28年度~)やタイムラインを用いた訓練を実施(平成28年度~)
- ・平地のほとんどが浸水想定区域になっている仁淀川下流域の支川沿いなどの市町村では、想定しうる最大規模の降雨に伴う浸水想定区域に対応したハザードマップの改良、周知、配布(平成28年度~)、近隣市町村との広域避難に関する調整、避難経路の検討(平成28年度~)
- ・仁淀川下流域では、過去より支川の内水被害が発生しており、内水被害に対する浸水リスクについては意識が高い一方、仁淀川の堤防決壊による氾濫被害は土佐市用石で昭和50年8月に発生して以降、近年では発生しておらず、仁淀川の堤防決壊による浸水リスクの意識低下がしていると考えられる。また、防災情報については、関係機関が情報発信をしているが、どれだけの住民が認識し、どのように活用されているか十分に把握していない。そのため、市町村と四国地方整備局が連携し、浸水リスクに関する住民意識調査及び防災情報の認識、活用実態調査を実施し、今後の実施施策を検討(平成29年度~)
- ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の 取組
  - ・水防活動の効率化及び水防体制の強化を図るために、市町村及び県と 四国地方整備局で行う重要水防箇所の共同点検の実施(毎年)や関係機 関が連携した水防訓練の実施(毎年)
  - ・要配慮者利用施設等の自衛水防の推進に向け、自主防災組織等と連携 した避難確保計画等作成支援や避難訓練の実施(平成 28 年度~)

- ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化
  - ・想定しうる最大規模の降雨に伴う浸水想定区域内に基幹交通、緊急輸送道路である国道 33 号、国道 56 号などがあることから、排水計画の検討(平成 29 年度~平成 32 年度)、排水ポンプ車等による訓練の実施(毎年)

協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

なお、本取組方針は本協議会規約第5条に基づき作成したものである。

# 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は、以下のとおりである。

参加機関	構成員
高知市	市長
土佐市	市長
いの町	町長
佐川町	町長
日高村	村長
高知県	危機管理部長
//	土木部長
   気象庁 	高知地方気象台長
四国地方整備局	高知河川国道事務所長
//	大渡ダム管理所長

### 3. 仁淀川の概要と主な課題

#### ■地形的特徴

仁淀川流域は、以下の地形的特徴を有している。

① 仁淀川下流域で形成されている平野は、地盤高が仁淀川本川の計画 高水位より低く、潜在的に堤防の決壊による被害拡大の危険性を有 する。

### (潜在的に堤防の決壊による被害拡大の危険性を有する地形)

② 支川沿いに形成された平野は地盤高が仁淀川本川の計画高水位より低く、仁淀川から離れるほど地盤が低い低奥型地形となっており、 仁淀川本川の背水の影響を受けやすい。

### (仁淀川本川の背水の影響を受けやすい低奥型地形)

そのため、これまで堤防決壊や内水等により浸水被害が頻発している状況 である。

### ■過去の被害状況と河川改修の状況

過去の主な洪水被害としては、昭和38年8月に仁淀川の戦後最大流量である約13,500m³/s(伊野地点)の洪水が発生し、家屋被害は全壊3戸、床上浸水1,569戸、床下浸水289戸の被害が発生した。

その後、昭和39年の新河川法の制定に伴い、昭和41年には仁淀川が一級水系に指定され、工事実施基本計画を策定し、同計画で位置付けられた大渡ダムが昭和43年に建設着手、昭和61年11月に完成した。

昭和50年8月には仁淀川の堤防が決壊、さらに支川の内水による浸水により、家屋被害は全、半壊2,128戸、床上浸水5,272戸、床下浸水1,792戸に達し、戦後最大の被害を記録した。

昭和50年8月の大水害を契機として、昭和51年4月に日下川、波介川及び宇治川で全国初となる河川激甚災害対策特別緊急事業に採択され、日下川放水路、波介川水門の新設、宇治川排水機場の増設等が行われ、各支川の治水対策は大きく進展した。また、仁淀川下流区間においても緊急的に堤防の復旧を行うとともに浸透対策等の堤防補強を実施した。

支川宇治川流域では、平成5年に5度も家屋浸水が発生したことを契機に、 頻発する家屋浸水被害に対処するため、平成7年に床上浸水対策特別緊急事業に着手し、河道改修による宇治川の流下能力の向上をはじめ、平成12年度には宇治川排水機場を増設、平成18年度には新宇治川放水路が完成した。

また、支川波介川流域では、平成15年度に緊急対策特定区間に設定され、 波介川河口導流事業を実施していたが、平成16年台風23号や土佐市街地を 含め浸水面積533ha、浸水家屋111戸の被害が発生した平成17年9月洪水な ど近年の浸水被害を踏まえ、平成19年度より床上浸水対策特別緊急事業に着 手し、平成24年5月に波介川河口導流路の運用を開始した。

平成26年8月の台風12号及び台風11号による出水では、日下川及び宇治川流域において、仁淀川の内水による甚大な家屋等の浸水被害が発生し、これを契機に四国地方整備局及び高知県は、ハード、ソフト対策が一体となった総合的な内水対策を進めることにより、平成26年8月の台風12号による床上浸水被害の解消を図るとともに、その機能を維持させる目的で、平成27年度に床上浸水対策特別緊急事業に着手している。

仁淀川下流域においては、現在、いの町加田箇所において堤防の整備をしているものの未だに堤防未整備箇所が存在し、近年でも溢水による被害が発生している。また、堤防整備済の区間でも、平地部の地盤高が洪水時の河川水位より低く、仁淀川から離れるほど低くなる地形特性であるため、潜在的に堤防の決壊による被害拡大の危険性を有している。流下断面が不足している箇所については、樹木伐採や河道掘削等による対応が必要であり、土佐市新居箇所及び用石箇所では河道掘削を実施中である。

### ■仁淀川流域の社会経済等の状況

仁淀川の流域内人口は約97,000人\*、想定しうる最大規模の降雨に伴う浸水想定区域内人口は約40,000人である。 (※平成20年度河川現況調査より)

近年では流域内の人口は下流部への集中傾向がみられ、主要な市街地も下 流域に形成されている。 基幹交通、緊急輸送路である国道 33 号、国道 56 号及び JR 土讃線が想定し うる最大規模の降雨に伴う浸水想定区域内を通過するなど交通の要衝となっ ている。

さらに、市町村の防災拠点となる役所をはじめ消防署があるなど、浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。

このような状況から、仁淀川流域に暮らす人々の命を守る避難行動への対応や、社会経済への影響軽減、基幹交通、緊急輸送路である国道 33 号、国道 56 号、高知西バイパスや JR 土讃線等における早期の交通機能の回復、防災拠点における防災機能の維持等の取組が急務となっている。

### ■取組の方向性

仁淀川での主な課題は、以下のとおりである。

- ○仁淀川下流域の支川沿いに形成された平野には主要な市街地が存在。
- ○仁淀川下流域で形成されている平野は地盤高が仁淀川本川の計画高水位 より低く、潜在的に堤防の決壊による被害拡大の危険性を有する特徴。
- ○仁淀川下流域の支川は、仁淀川から離れるほど地盤が低い低奥型地形と なっており、仁淀川からの背水を受けやすい特徴。
- ○仁淀川では、上流部に堤防未整備箇所があり、下流部では流下断面が不 足している箇所があるため、上下流バランスを考慮し、堤防整備や河道 の掘削を進める必要がある。
- 〇昭和50年、平成26年には、仁淀川下流域においては、波介川、宇治川、 日下川などで内水による甚大な浸水被害が発生。
- ○仁淀川下流域の想定しうる最大規模の降雨に伴う浸水想定区域内には、 基幹交通、緊急輸送路である国道 33 号、国道 56 号、高知西バイパスや JR 土讃線があり、災害復旧に対して早期の交通機能の回復が必要。
- ○想定しうる最大規模の降雨に伴う浸水想定区域内に市町村の防災拠点と なる役所をはじめ消防署があるなど、防災機能を維持する等の取組が必 要。

これらの課題に対して、本協議会では、発生しうる大規模水害に対し「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目指すものとする。

### 4. 現状の取組状況

仁淀川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出 した結果は、以下のとおりとなっている。 (別紙-1参照)

### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状:○、課題:●(以下同様)

項目	現状と課題				
	2017 - 1110	· +纵目目 ^			
	○洪水予報の発表を受けて、市町村、警察、消防等関係	:(茂 关 へ			
	の連絡を行い、住民への周知を行っている。	т -1. <del>-</del> 2			
	○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報等の浸	共水予			
	報の発表を高知地方気象台と共同で実施している。				
	○氾濫が発生した場合に浸水区域の地区名まで表示した。	た洪水			
	予報文の改良を平成28年4月に実施している。				
	●洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対				
洪水時における河川管	応が住民には十分認識されていないことが懸念さ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Α			
理者等からの情報提供	れる。				
等の内容及びタイミン	│○災害発生のおそれがある場合は、市町村長と高知地方	<b>「</b> 気象台			
グ	及び四国地方整備局の間で相互に情報伝達(ホットラ	イン)			
	を行っている。				
	<b>●</b> -	В			
	○波介川流域浸水情報提供システムにより浸水被害が打	巴握で			
	きる。				
	●市町村及び県への情報提供ができていない。内水被				
	害に対する避難行動のために、内水による浸水予測	С			
	が必要である。				
	○避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画	に具体			
	的な避難勧告の発令基準を明記している。				
	│○氾濫危険情報等の洪水予報と併せ、市町村の避難勧告	に着目			
	した防災行動計画(タイムライン)を作成または検討し				
	る。				
	●防災行動計画(タイムライン)を作成できていない				
	市町村がある。				
	●避難勧告等の発令に対し、支川等を含めたタイムラ				
	インが作成できていないため、適切な防災行動に対				
	して懸念がある。				
避難勧告等の発令基準	●避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき発令を				
	行っていないため検証が必要である。				
	●避難勧告・情報伝達マニュアルの適宜見直しと、今	D			
	後作成するタイムラインとの整合が必要である。				
	●高知県の行動計画が記載されておらずタイムライ				
	ンの充実を図る必要がある。				
	●現在作成しているタイムラインは、大型台風を想定	,			
	したものであるが、集中豪雨等の河川水位毎のタイ	,			
	ムラインの作成が必要である。	,			
	○タイムラインを用いた洪水対応演習を実施している。				
	○アーステーンで用いたボ小外心換目で大心している。	E			
	_				

項目	現状と課題	
	○県の水位周知河川である国分川、鏡川について浸水想	定区域
	の見直しを行う予定である。	
	○想定しうる最大規模の降雨も含めた浸水想定区域及び	び家屋
	倒壊等氾濫想定区域等を平成28年5月に指定してい	る。
	●浸水想定区域の指定について、住民等から何処に避し	
	難したら良いか不安の声が上がっているため、住民	F
	に対して詳細な説明等が必要である。	
	│○緊急避難場所及び避難所を指定し、洪水ハザードマッ	プ等に
	より周知を行っている。	
	│○市町村が作成するハザードマップの作成のための技術	析支援
	を実施している。	
	●想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水を想定した	
	場合、広範囲な浸水による避難者数の増加や避難所	
	の浸水、土砂災害等も考えれば市町村での適切な緊	
	急避難場所が不足することが懸念される。	_
脚難場所・避難経路	●平成27年の水防法の改正により、想定しうる最大	G
ALLAE SIVI ALLAEVEE	規模降雨での浸水想定区域を対象としたハザード	
	マップの作成が必要である。	
	●災害の種別によって緊急避難場所が異なることを	
	周知する必要がある。	/- A -
	○避難路については、防災計画書では市内の国道、県道	1、全て
	の市道を指定している。	46.44.1
	○避難道路については、住民の避難所までの避難道路の	
	行っていない。ただし、地区別避難計画を住民に配布	してい
	る。 <b>A</b> 2000世年	
	●避難所までの避難路の選定を行っていないため、住	
	民が迅速な避難を行うことができないおそれがあ	
	る。	11
	●内水により、適切な避難路確保が困難な箇所があ	Н
	る。	
	<ul><li>●洪水による浸水等の避難経路について検討する必要がある。</li></ul>	
	女がめる。	

項目	現状と課題	
XI	○防災情報を登録制メール配信サービス、緊急速報メー アラート、役場広報車、消防団、消防署、警察車両に 知している。	-
	○いの町枝川地区高度雨水情報システムにより枝川地 エブカメラ、雨量、水位データをウェブサイトで公開 る。	
	○「高知県水防情報システム」により雨量、河川水位、 量、河川状況映像等の情報を提供している。	
	│○河川水位、洪水予報、CCTV カメラのライブ映像等の │ 国土交通省の「川の防災情報」のウェブサイトや報道 │ 通じて伝達している。	
	<ul><li>●ウェブサイト等により各種情報を提供しているが、 住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸 念がある。</li><li>●情報を伝達しても受け手である住民の行動に結び ついていない懸念がある。</li></ul>	I
住民等への情報伝達の体制や方法	●防災情報をウェブサイトや登録制メール配信により情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知、啓発を行い、利用者の拡大が求められている。	J
	○市のCATVにより四国地方整備局のCCTVカメラのライ を住民に提供している。	
	○CCTV カメラのライブ映像について、仁淀川に設置し CCTV カメラ 21 箇所のうち、5 箇所の映像を提供して	
	●CCTV カメラのライブ映像をウェブサイトで提供しているが、すべての CCTV カメラについて提供する必要がある。 ●住民の避難行動の判断に必要な箇所の CCTV カメラのライブ映像が提供できていない懸念がある。	К
	●住民に対し切迫感が伝わっていない懸念がある。	L
	○市町村と四国地方整備局が「映像情報の提供に関する を締結し、河川や道路の映像を提供している。	る協定」
		M
	○防災行政無線によりサイレン吹鳴及び避難勧告等の力 行っている。	び送を
	●大雨、暴風により防災行政放送(有線、無線)が聞き取りにくい状況があるため、戸別受信機の配布も含めて検討する必要がある。	Ν
想定される浸水リスク の周知	○仁淀川において、想定しうる最大規模等の降雨による 定区域等を指定し、高知河川国道事務所のウェブサイ 開している。	—
이기미시	●浸水リスクを示す地点別氾濫シミュレーションが 情報提供されていない。	0

項目	現状と課題	
	○地域防災計画では、関係機関の協力の下、避難誘導を見ることとしている。 ○避難行動要支援者については、個別避難支援計画の中でを整備することとしている。 ○消防団、消防署、自主防災組織、警察が中心となり避難をしている。 ○要配慮者を交えた訓練を実施している地区もある。	で体制
避難誘導体制・行動計画	<ul><li>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。</li><li>●避難行動要支援者の避難も含めて、地域での避難行動、避難支援計画作成が必要である。</li></ul>	Р
	●近隣市町村の避難場所への広域避難や経路について 事前に検討、調整する必要がある。	Q

# ②水防に関する事項

項目	現状と課題	
水防団への河川水位等に係る情報提供	<ul> <li>○いの町枝川地区高度雨水情報システムにより宇治川のデータをウェブサイトで公開している。</li> <li>○日高村内にある内水位計のデータについては、水防団は提供している。</li> <li>○四国地方整備局が基準観測所の水位により水防警報をしている。</li> <li>○河川水位、洪水予報、CCTV カメラのライブ映像等の情ウェブサイトや報道機関を通じて伝達している。</li> <li>●水防団等に対して河川水位等に係る情報を、迅速かつ正確に情報伝達できない懸念がある。</li> <li>●避難勧告等や基準水位等の意味を啓発するとともに、避難行動に直結するよう伝達内容を工夫する必要が</li> </ul>	二情報 発表
	ある。	

項目	現状と課題	
	〇水防団(消防団)への重要水防箇所の周知を行っている	
	○出水期前に、市町村及び県と重要水防箇所の合同巡視を   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を実施
	している。 ●重要水防個所について、消防団に情報提供している	
	が、仁淀川の洪水時に水防工法を実施して効果がある	
	か水防団が疑問を持っている。	S
	●現在の重要水防箇所が水防活動の参考として用いら	
	れていない場合もある。	
河川の巡視区間	│○出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡社 │ 施している。	見を実
	心している。   ●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川	
	管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念	
	がある。	Т
	●河川巡視の結果を迅速に避難勧告等の発令につなげ	
	る連絡体制が必要である。	
	●大雨による洪水被害から巡視担当者の身の安全確保 が必要である。	U
	○市町村及び県と四国地方整備局の間で、水防資機材の値	 带蓄情
	報の共有を行っている。	
	○消防団毎に水防資機材を管理している。また、分団毎日	
	うを保管するとともに、土のう用の土ステーションをで	1 箇か
	整備している。  ○水防待機所等に水防資機材を備蓄している。	
	●備蓄水防資機材の市町村間での相互使用に関しては	
   水防資機材の整備状況	調整が不十分であり適切な水防活動に懸念がある。	V
	●水防活動を行うための進入路を確保できない懸念が	V
	ある。 ■水防資機材の備蓄数量が不足している懸念がある。	
	●水防負機材の偏歯数量が不足している恋忍がめる。   ●想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水を想定した資	
	機材の備蓄ができていないため、現状では対応が不十	W
	分になる可能性がある。	VV
	●水防資機材の点検が不十分であり、団員も減少傾向に	
	■ あるため、十分な活動ができるか不安がある。 ■ ○高知市役所春野庁舎については想定しうる最大規模の	
	○周知刊校所督封が吉については忠定しりる敬人殊僕の   に伴う浸水想定区域外に移転予定である。	一一
	○いの町新本庁舎は、1階をホール、会議室として、浸ス	Kして
	も大丈夫な構造となっている。	
	○仁淀病院、すこやかセンター (いの町) については浸水	
   市町村庁舎、災害拠点の	│○日高村役場本庁舎は浸水のおそれがあり、庁舎の建ても │ 含めて浸水対策を検討中である。	かんも しょうしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい
病院等の水害時における対応	○仁淀川出張所は、想定しうる最大規模の降雨に伴う浸z	k想定
	区域内に位置している。	5.,.
	●新たな想定しうる最大規模の降雨に伴う浸水想定区	
	域に対応できていない。 ・ 水流が促せます。 かの発電機の進供す数 - ているのか。	
	<ul><li>●光源確保するための発電機の準備を整っているのみで、発災時に、行政事務を実施できる環境にない。</li></ul>	Χ
	●仁淀川出張所、高知県中央西土木事務所及び市町村庁	
	舎、災害拠点病院等は、浸水するおそれがある。	
	※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容	

# ③氾濫水の排除、施設運用等に関する事項

項目	現状と課題	
場目 排水施設、排水資機材の 操作・運用	<ul> <li>○出水時に建設業協会と連携し、ポンプの設置を行い、技行うよう計画している。</li> <li>○排水機場、樋門、陸閘の操作点検を出水期前に実施して〇排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両、機器におい常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う等への訓練、教育も実施し、災害発生による出動体制をしている。</li> <li>●現状の排水計画では、想定しうる最大規模の降雨に伴う浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。</li> <li>○必要に応じて四国地方整備局に排水ポンプ車の派遣要行い排水を実施している。</li> <li>○浸水被害状況や市町村からの要請により、被害状況を基本を表する。</li> </ul>	いる。 で、職催 計 素 し
	排水ポンプ車を出動させている。また、台数が不足するは四国地方整備局に広域配備を要請している。  ●既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ、排水計画を検討する必要がある。 ●市町村の要請により、排水ポンプ車を出動しているが配備台数に限りがあり、優先度をつけて出動する必要がある。 ○日常の施設点検や出水期前の操作説明会を毎年実施し	Z
	○日市の旭政派侯で田が朔前の採作就明会を毎年天旭と	C 0 .
	<b>●</b> -	AA
既存ダムにおける洪水 調節の現状	<ul> <li>○放流警報周知会に参加している。</li> <li>○大渡ダム、桐見ダムのダム操作の理解を深めてもらうだ関係機関を対象に放流警報周知会を開催している。</li> <li>● -</li> <li>○計画最大流入量以上の洪水発生に対する、ダムの危機管運用方法が決まっていない。</li> </ul>	AB
	●計画最大流入量以上の洪水発生に備え、ダムの危機管 理型運用方法を検討する必要がある。	AC

# ④河川管理施設の整備に関する事項

○仁淀川支川の河川改修事業を推進している。 ○洪水を安全に流下させるよう堤防未整備箇所について、上下流バランスを考慮し堤防整備を推進している。 ○流下断面が不足している箇所について、上下バランスを考慮し樹木伐採や河道掘削等を実施している。 ○局所的な洗掘等に対して堤防の安全性が低い区間については、必要に応じて護岸、根固等の対策を実施している。 ○浸透に対して安全性が低い区間については、安全性の確保に向けた対策を実施している。 ●堤防未整備箇所流下断面が不足している区間があり、対水により氾濫するおそれがある。 ○堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすために、堤防天端の舗装を実施している。 ○場防決壊までの時間を少しでも引き延ばすために、堤防天端の舗装を実施している。 ○中治川における内水対策として排水ポンプの新設及び宇治川の支川改修を実施している。 ○日下川における内水対策として排水ポンプ等のハード対策を実施している。 ○宇治川における内水対策として天神ヶ谷川の改修を実施している。 ○日下川における内水対策として下間、戸梶川の改修を実施している。	○仁淀川支川の河川改修事業を推進している。 ○洪水を安全に流下させるよう堤防未整備箇所について流がランスを考慮し堤防整備を推進している。 ○流下断面が不足している箇所について、上下バランスし樹木伐採や河道掘削等を実施している。 ○局所的な洗掘等に対して堤防の安全性が低い区間には、必要に応じて護岸、根固等の対策を実施している。 ○浸透に対して安全性が低い区間については、安全性の向けた対策を実施している。 ●堤防未整備箇所流下断面が不足している区間があり、洪水により氾濫するおそれがある。 ○堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすために、堤の舗装を実施している。 ○中治川における内水対策として排水ポンプの新設及び川の支川改修を実施している。 ○日下川における内水対策として排水ポンプ等のハートを実施している。 ○日下川における内水対策として天神ケ谷川の改修を見している。 ○日下川における内水対策として下川、戸梶川の改修している。	項目	現状と課題	
○宇治川における内水対策として排水機場のポンプ増設を実	施している。	現状の整備状況及び今	現状と課題  ○仁淀川支川の河川改修事業を推進している。 ○洪水を安全に流下させるよう堤防未整備箇所について流バランスを考慮し堤防整備を推進している。 ○流下断面が不足している箇所について、上下バランスでし樹木伐採や河道掘削等を実施している。 ○局所的な洗掘等に対して堤防の安全性が低い区間につは、必要に応じて護岸、根固等の対策を実施している。 ○浸透に対して安全性が低い区間については、安全性の向けた対策を実施している。 ●堤防未整備箇所流下断面が不足している区間があり、洪水により氾濫するおそれがある。 ○堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすために、堤下の舗装を実施している。 ●	** い。

### 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の 排除等の対策を実施するため、各構成員が連携して<u>平成32年度まで</u>に達成す べき減災目標は、以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

堤内地の地盤高が低いことや低奥型地形の特徴を踏まえ、仁淀川で発生しうる大規模水害に対し、<u>「逃げ遅れゼロ」</u>や<u>「社会経済被害の最小化」</u>を目指す。

- ※低奥型地形の特徴···仁淀川下流域の支川が仁淀川から離れるほど地盤高が低い 地形
- ※大規模水害…想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水とする。
- ※逃げ遅れゼロ・・・ハード対策、ソフト対策を実施することによって洪水に対して安全な場所へ逃げ切ることができる状態。

### 【目標達成に向けた3本柱】

河川管理者が実施する堤防整備等、洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の取組を実施。

- (1)円滑かつ迅速な**避難行動のための取組**
- (2) 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための<u>水防活動等</u> の取組
- (3) 社会経済活動を取り戻すための<u>排水活動及び施設運用の強化</u>

### 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災 意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のと おりである。(別紙-2参照)

### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目、目標時期、取組 機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策			
【仁淀川】		平成 28 年度~	高知県
・堤防整備		平成 32 年度	四国地方整備局
・浸透対策	A.D.		
・河道掘削による流下能力向上	AD		
【支川】			
・支川の河川改修事業を推進			
■危機管理型ハード対策	•		
・堤防天端の舗装	AE	平成 28 年度	四国地方整備局
■内水被害を軽減する対策			
・排水施設等の整備		平成 27 年度~	いの町
	AF	平成 32 年度	日高村
	Al		高知県
			四国地方整備局
■避難行動、水防活動、排水活動に資する	基盤等の	整備	
・早期に氾濫が発生する地区に対し		平成 28 年度~	高知市
て、洪水時の避難勧告等の発令判	D	平成 32 年度	いの町
断に活用する水位計の整備			四国地方整備局
・避難行動に必要な映像提供に配慮	K	平成 28 年度~	四国地方整備局
した CCTV カメラの設置	11	平成 32 年度	
・堤防天端を活用した資材搬入路と	V	平成 29 年度~	四国地方整備局
しての活用運用整備	V	平成 32 年度	
水防資機材の確保		毎年	高知市
		(出水期前)	土佐市
			いの町
	V、W		佐川町
			日高村
			高知県
			四国地方整備局
・市町村庁舎、災害拠点の病院等の		平成 28 年度~	高知市
浸水被害対策			土佐市
	X		日高村
			高知県
			四国地方整備局

### 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目、目標時期、取組 機関については、以下のとおりである。

### ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
・リアルタイムの情報提供及び連絡網の整備	I、K、 L	平成 28 年度~	高知市 土佐の町 佐川町 日高村 高知県 四国地方整備局
・「映像情報の提供に関する協定」の締結	M	継続	高知市 土佐市 いの町 日高村 四国地方整備局
・プッシュ型情報の発信	J、N	平成 28 年度~	高知市 土佐市 いの町 佐川町 日高村 四国地方整備局
・避難勧告に着目した防災行動計画 (タイムライン)における関係機 関の連携状況等を踏まえた精度 向上	D	平成 28 年度~	高知市 土佐市 いの町 佐川町 日高村 高知県 高知地方気象台 四国地方整備局
・防災行動計画(タイムライン)を 用いた訓練の実施	Ш	平成 28 年度~	高知市 土佐の町 佐川町 日高村 高知県 高知地方気象台 四国地方整備局

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組	•		
・避難勧告等における助言の実施	D	継続	高知県 高知地方気象台 四国地方整備局
・近隣市町との広域避難に関する調整、避難経路の検討	G、H、 Q	平成 28 年度~	高知市 土佐市 いの町 佐川町 日高村
・避難行動計画の検討	Р	平成 28 年度~	佐川町
・洪水予報文の改良	А	継続	高知地方気象台 四国地方整備局
・想定しうる最大規模の降雨も含め た浸水想定区域及び地点別氾濫 シミュレーション、家屋倒壊等氾 濫想定区域の指定	0	平成 28 年 5 月	四国地方整備局
・想定しうる最大規模の降雨も含め た浸水想定区域及び地点別氾濫 シミュレーション、家屋倒壊等氾 濫想定区域の住民への周知	F、O	平成 28 年度~	高知市 土佐市 いの町 佐川町 日高村 四国地方整備局
・浸水リスクに関する住民意識調査 及び防災情報の認識、活用実態調査の実施	A, I, O	平成 29 年度~	高知市 土佐市 いの町 佐川町 日高村 四国地方整備局
・ハザードマップ(統合型防災マッ プ)の作成改良、周知	G、P	平成 28 年度~	高知市 土佐市 いの町 佐川町 日高村 四国地方整備局
・まるごとまちごとハザードマップ の整備と周知	0	平成 28 年度~	いの町 日高村
・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティ FM 放送の整備、防災ラジオ配布の検討を実施	I, N	平成 28 年度~	高知市 土佐市 いの町 日高村

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
・情報伝達(ホットライン)の実施	В	継続	高知市 土佐市 いの町 佐川町 日高村 高知地方気象台 四国地方整備局
・浸水被害情報提供システムによる内水状況の共有	С	平成 28 年度~	土佐市 いの町 佐川町 日高村 四国地方整備局
■平時から住民等への周知・教育・訓練に	関する取締	組	
・避難を促す緊急行動に係わる情報の共有	D	毎年 (出水期前)	高知市 土佐の町 佐川町 日高村 高知地方気象台 四国地方整備局
・情報発信時の「危険度の色分け」 や「警報級の可能性」等の改善	L	平成 29 年 5 月	高知地方気象台
・効果的な「水防災意識社会」の再 構築に役立つ広報や資料の作成、 配布による、防災情報の住民等へ の周知	A, I, J, L, O	平成 28 年度~	高知市 土佐町 いの町 佐川町 日高村 高知地方気象台 四国地方整備局
・小中学校等における防災教育を実施	A, I,	随時	高知市 土佐市 いの町 佐川町 日高村 高知県 高知地方気象台 四国地方整備局

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■平時から住民等への周知・教育・訓練に	関する取得	組	
・ダム操作に関する地元関係者への 周知	AB	毎年 (出水期前)	高知市 土佐市 いの町 佐川町 日高村 高知県 四国地方整備局

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に	関する取得	組	
・水防団等への連絡体制の再確認と 伝達訓練の実施	R、T、 U	毎年 (出水期前)	高知市 土佐市 いの町 佐川町 日高村 高知県 四国地方整備局
・水防連絡会の開催、重要水防箇所 の共同点検及び精査、見直し	S, U	毎年(出水期前)	高知市 土佐市 いの町 佐川町 日高村 高知県 四国地方整備局
・水防団、自主防災組織、消防署等 の関係機関が連携した水防訓練 の実施	S, T, U	毎年 (出水期前)	高知市 土佐市 いの町 日高村 高知県 四国地方整備局
・水防団等に対して河川水位等に係る情報提供の実施	R, U	随時	高知市 土佐市 いの町 佐川町 日高村 高知県 四国地方整備局

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自律	が防の推済	進に関する取組	
・要配慮者利用施設、関係各課と連携した、情報伝達訓練や避難訓練の計画の検討及び避難確保計画等の作成に向けた支援の検討を実施	Р	平成 28 年度~	高知市 土佐市 いの町 佐川町 日高村 高知地方気象台 四国地方整備局
・大規模工場等への浸水リスクの説 明と水害対策等の啓発活動	I, J	平成 28 年度~	高知市 土佐市 いの町 日高村

## ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化 現状の排水計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念が あるため、確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

ののため、唯人の正式を正式で見り	O POIL O	000000	
主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■排水活動の強化に関する取組			
・排水機場、樋門、排水路等の情報			土佐市
共有を踏まえた、排水計画の検討		平成 <mark>29</mark> 年度~	いの町
を実施	Υ	平成 29 平度 7 平成 7 平成 32 年度	日高村
		十八 02 十尺	高知県
			四国地方整備局
・排水ポンプ車の出動要請及び出動			高知市
体制の確保			土佐市
	Ζ	随時	いの町
			日高村
			四国地方整備局
・排水機場、樋門、排水路等の点検			高知市
及び操作説明会の実施			土佐市
	AA	毎年	いの町
	701	(出水期前)	日高村
			高知県
			四国地方整備局
・排水ポンプ車等による訓練の実施			高知市
		毎年	土佐市
	Υ	(出水期前)	いの町
		(FILLS)	日高村
			四国地方整備局
・ダムの容量を有効活用するための		平成 28 年度~	四国地方整備局
ダム操作について判断基準、操作	AC	平成 32 年度	
ルール等の検討を実施		1/3/ 02 1/2	

### 7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、 河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、 継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発 の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。 ①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	<u>対策計画等に関する事</u> 高知市	土佐市	いの町	佐川町	日高村	高知県	高知地方気象台	四国地方整備局 高知河川国道事務所 大渡ダム管理所	課題	
洪水時におけ河川管理者等	か						・河川管理者と共 同で洪水予報を発 表している。	・判氾洪高共る・場地た良実 難の険報の気施 のと報表が地で が浸ま予力実 が浸ま予えがで が浸まるで が浸まるで を収表文年4 がのし改に がのしなに がのしない がいるい がい がいるい がいるい がいるい がいるい がいるい がいるい がいるい がいるい がいるい がいるい がい がい がい がいる がい がい がいる がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい	・洪水予報等の防災情報の 意味やその情報による対応 が住民には十分認識されて いないことが懸念される。	А
らの情報提供の内容及びタミング	イ れがある場合は、 市長と高知地方気 象台及び四国地方 整備局との間で相 互に情報伝達(ホッ	象台及び四国地方	町長と高知地方気 象台及び四国地方 整備局の間で相互 に情報伝達(ホット	象台及び四国地方 整備局の間で相互 に情報伝達(ホット			・災害発生のおそれがある場合は、 市町村長と台長との間で相互に情報 伝達(ホットライン)を行っている。	・災害発生のおそれがある場合は、 市町村長と事務所 長との間で相互に 報伝達(ホットライン)を行っている。	_	В
									・市町村への情報提供ができていない。内水被害に対する避難行動のために、内水による浸水予測が必要である。	С

									י אבויו נינל	
項目	高知市	土佐市	いの町	佐川町	日高村	高知県	高知地方気象台	四国地方整備局 高知河川国道事務所 大渡ダム管理所	課題	
避難勧告等の発令基準	ルを作成し、具体 的な発令基準や対 象地域を決めてい る。	・避難勧告等の判断・を作成を作うというでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	・地域防災計・情報といる。	・地域防災計画及び避難を作成している。	画に具体的な避難 勧告の発令基準を 明記している。	体制を確認すると 気象情報の提供の 大位となる場合を 大位となる場合を 大位となる場合の は避難勧告等のに は避難勧告等の発	期間、注意期間、注意期間、の時間では一大雨量などの事を記述を動産を動産を動産を動産を動産がある。		・イ市・しうたし・マ行要・ニ今と・さの・うし雨うる防ン町避、イめて避ニっで避ュ後の高れ充現イた等イのでかる等を成なあ等にい・適る必行ずるし大あ水成をが勧川が適念勧アいる勧ル成合県おを作はの河のは、ではない動・発証・達しうるがうありを集めでいるがあいがのよび、判づめ、報見イで計イ要い台が毎必なのとではない動・発証・達しうるがうありを集めでいるが、マとイ。記イるイ想中イあり、カイなに、伝令が、マとイ。記イるイ想中イあり、カイなに、伝令が、マとイ。記イるイ想中イあり、カイなに、伝令が、マとイ。記イるイ想中イあり、カイなに、伝令が、マとイ。記イるイ想中イあり、カイなに、伝令が、マとイ。記イるイ想中イあり、カイなに、伝令が、マとイ。記イるイ想中イあり、カイなに、伝令が、マとイ。記イるイ想中イあり、カイなに、伝令が、マとイ。記イるイ想中イあり、カイなに、伝令が、マとイ。記イるイ想中イあり、カイなに、伝令が、マとイ。記イるイ想中イあり、カイなに、伝令が、マとイ。記イるイ想中イあり、カイなに、大きないが、カースを表し、カースを表し、カースを表し、カースを表し、カースを表し、カースを表し、カースを表し、カースを表し、カースを表し、カースを表して、カースを表しまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり	D
	_	_	_	_	_	_	_	・タイムラインを 用いた洪水対応演 習を実施してい る。	_	E
						・県の水位周知河 川である国分川、 鏡川について浸水 想定区域の見直し を行う予定であ る。		・想定しうる最大 規模の降雨も含め た浸水想定区域及 び家屋倒壊等氾濫	・浸水想定区域の指定について、住民等から何処に避難したら良いか不安の声が上がっているため、住民に対して詳細な説明等が必要である。	F
避難場所·避難 経路	マップ等により周知を行っている。	トへの地域防災計	規模の降雨に伴う 浸水想定区域を対 象としたハザード	所及び避難所兼緊 急避難場所と日下	・避難場所については、緊急避難場所・避難所を指定している。			の作成のための技 術支援を実施して	・雨合難水市場さ・に模域マる・避知のよりでである。 では、大地ののは、大地ののは、大地ののでは、大地ののでは、大地ののでは、大地ののでは、大地のでで、大地ののでは、大地ののでは、大地ののでは、大地ののでは、大地ののでは、大地ののでは、大地ののでは、大地ののでは、大地のでで、大地のでは、大地のでは、大地のでは、大きなののでは、大きなが、のののでは、大きなが、のののでは、大きなが、のののでは、大きなが、ののでは、大きなが、ののでは、大きなが、ののでは、大きなが、いいのでは、大きなが、いいのでは、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが	G

									73.44.6.1	
項目	高知市	土佐市	いの町	佐川町	日高村	高知県	高知地方気象台	四国地方整備局 高知河川国道事務所 大渡ダム管理所	課題	
避難場所·避難 経路		・避難路について は、防災計画書で は市内の国道、県 道、全ての市道を 指定している。	・地域防災計画に 国道、県道、町 道、林道、農道を 避難路として示し ている。	・避難経路につい ては示していな い。	・避難道路につい ては、の避難 所までは行しの が指定は行しし を がい。 を がい。 を が が が が が が が が が が が が が が が が が が				・避難所までの避難路の選定を行っていないたうことが迅速な避難を行うる。 ・	Н
	イト、SNS、広報車 及び消防団により 周知している。	ル配信(事前登録者)、緊急速報メール配信、市ウェブサイト等による情報発信、広報車、テレビ等への情報	ビス、緊急速報 メール、L フラート、役場広報車、 消防団、消防署、 警察車両により周	・防災情報を防災 行政無線、登録制 メール配信シスシ、 ム(約250人登録)、 レアラート、防団 広報車、消防団に より周知してい る。	を運用するととも に、エリアメール	り雨量、河川水	関を通じて住民等	のライブ映像等の 情報を四国地方整	・ウェブサイト等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入事念がある。 ・情報を伝達しても受け手である住民の行動に結びいていない懸念がある。	ı
住民等への情報	している。 ・消防団、警察、 自主防災組織、近 隣住民等による直 接的な声掛けをし ている。	、CATV文字情報配信、監視カメラ映像配信、情報伝達システム(要配慮者	高度雨水情報シス テムにより枝川地 区のウェブカメ			情報シラール加 テトルのする町の 大スートルが 大スートルが 大大のの 大大のの 大大の 大大の 大大の 大大の 大大の 大大の 大大の		・NHKと「河川情報 及び映像情報の提供に関する基本協定」を締結し、河川情報及び映像情報	・防災情報をウェブサイト や登録制メール配信により 情報発信を行っているが、 一部の利用にとどまってい るため、広く周知、啓発を 行い、利用者の拡大が求め られている。	J
伝達の体制や方法	要望している。	・市のCATVにより 四国地方整備局の CCTVカメラのライ ブカメラ映像を住 民に提供してい る。	_	_	_	_		て、仁淀川に設置 しているCCTVカメ ラ21箇所のうち、5 箇所の映像を提供 している。	・CCTVカメラのライブ映像 をウェブサイトで提供しているが、すべてのCCTVカメラについて提供する必要がある。 ・住民の避難行動の判断に必要な箇所のCCTVカメラのライブ映像が提供できていいいいいいいいではないできないいいいです。	К
									・住民に対し切迫感が伝 わっていない懸念がある。	L
	を締結し、河川や 道路の映像の提供	供に関する協定」 を締結し、河川や	・四国地方整備局 と「映像情報の提 供に関する協定」 を締結し、河川や 道路の映像の提供 を受けている。	_	・四国地方整備局 と「映像情報の提 供に関する協定」 を締結し、河川や 道路の映像の提供 を受けている。		_	・市町村と「映像 情報の提供に関す る協定」を締結 し、河川や道路の 映像を提供してい る。	_	М

項目	高知市	土佐市	いの町	佐川町	日高村	高知県	高知地方気象台	四国地方整備局 高知河川国道事務所 大渡ダム管理所	課題	
住民等への情報 伝達の体制や方 法	放送を行ってい る。	・防災行政無線に よりサイレン吹鳴 及び避難勧告等の 放送を行ってい る。	・防災行政無線に より、避難情報の 放送を行ってい る。	・防災行政無線に より、避難情報の 放送を行ってい る。	・概ね全ての家庭 及び屋外に有線防 災放送を配備し、 避難情報の放送を 行っている。				・大雨、暴風により防災行政放送(有線、無線)が聞き取りにくい状況があるため、戸別受信機の配布も含めて検討する必要がある。	N
想定される浸水リスクの周知			・実績浸水深の電 柱等への表示を行 うこととしてい る。		・主要箇所への実 績浸水深等の表示 を実施することと している。				・浸水リスクを示す地点別 氾濫しミュレーションが情 報提供されていない。	0
避難誘導体制・	力をしい 選難誘導 との 実施の でで で で で で で で で で で で で で で で で で で	難誘導を検討する 予定である。 ・避難行動要支援	なり避難誘導をしている。 ・要配慮者を交え	・は、原又けは真衛とい地、関とは事員で、長受く職自る。者で、長受く職自る。者で、長受く職自る。者のは、長受く職自る。者のは、長受く職自る。者のは、長受く職自る。者のは、長受く職自る。者のは、長受く職自る。者	・地区別避難行動 計画を配布し、各 地区で避難誘導体 制を検討してい る。				・災害時の具体的な避難立 援や的が確立要体的が確立要 接やいなの迅速な避難ない。 を選難があるの避難があるの避難でで、 を選集があるの避難があるの避難がでいる。 を選集があるの避難が必要をでで、 を選集がある。 を選集がある。 を選集が必要をででで、 を選集が必要をでいる。 を選集が必要をでいる。 を選集が必要をでいる。 を選集が必要をでいる。 を認識が必要を表している。 を認識が必要を表している。 を認識が必要を表している。 を認識が必要を表している。 を認識が必要を表している。 をををををををををををををををををををををををををををををををををををを	Р
	る。 る。			の避難中害と が が が が が が が が が が が が が					・近隣市町村の避難場所へ の広域避難や経路について 事前に検討、調整する必要 がある。	Q

②水防に関する事項

項目	高知市	土佐市	いの町	佐川町	日高村	高知県	高知地方気象台	四国地方整備局 高知河川国道事務所 大渡ダム管理所	課題	
水防団への河川水位等に係る情報提供	及びサイレンを利用し情報提供を 行っている。	イト、災害情報 メール等で市民に 情報を提供してい る。また、ホット	高度雨水情り 原本にディスト の水ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	メール配信システム(約250人登録)、 Lアラート、役場	に繋っている。 ・日高村内にある 内水位計のデータ については、水防 団に情報提供して いる。	・をのる・報り位川報供 ・をのる・報り位川報で いけ達 高ス量ダ況広て がけ達 高ス量ダ況広て の町っ 水」川量等般。 発村で 防に水、のに をのる・報り位川報供		・が位を・れ事村(し・予の情トじる・及供定川報る四基に発災が務長ッて河報う報やて。Nがに」情等。国準よ表害あ所にトい川、イを報伝 K映関を報を地観りし発る長情ラる水CCブウ道達 と像す締及配を所防いの合ら伝ン 、カ像ブ関て 河報基し映し離の警るおは市達) 洪メ等サをい 川の本、像て局水報。そ、町 を 水ラのイ通 報提協河情い	・ 放示 では、	R
	・出水期前に四国 地方整備局と重要 水防箇所の合同巡 視を行っている。	・出水期前に四国 地方整備局と重要 水防箇所の合同巡 視を行っている。	・出水期前に四国地方整備局と重要水防箇所の合同のでは、水防団(消防団)への重要水防団のの周知を行っている。	_	水防箇所の合同巡	・出水期前に四国 地方整備局と重要 水防箇所の合同巡 視を行っている。		視を実施している。	・重要水防個所について、 消防団に情報提供して水 が、仁定川の洪水効果が 工法を実施して効果がある。 ・現在の重要水防団ががいる。 ・現在の重要水防してあいがいる。 ・現本の動き者としている。 ・現本のからしている。	O
河川の巡視区間		・出水時には、市 地域防災計画によ り、各消防分団が 水防受持区域を巡 視し、現状把握に 努めている。	・出水時には水防 団(消防団)による 巡視を行ってい る。	_	・出水時には、村 職員と水防団(消防 団)による巡視を 行っている。			者がそれぞれ河川	・河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ・河川巡視の結果を迅速に避難勧告等の発令につなげる連絡体制が必要である。	Т
									・大雨による洪水被害から 巡視担当者の身の安全確保 が必要である。	U

【仁淀川】

									ו אבויו נינל	
項目	高知市	土佐市	いの町	佐川町	日高村	高知県	高知地方気象台	四国地方整備局 高知河川国道事務所 大渡ダム管理所	課題	
水防資機材の製造は	・市町村、備局 情報 情報 情報 作品 で 情報 で 情報 で 情報 で 情報 で 情報 で は い で は い が い か に し て い か い た し て い か い た し て い か ら の に し て い か ら の に し で い か が ら の に し で い か ら の に し で が い の に し で か が の に し で か が の に か の に し で が い の に か	袋を備蓄している。 ・芝水防付を ・芝水防 ・芝水防 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・国で備行・にプラ等る・国で備行・にプラ等のは、蓄っ各土、イをの照ってのいいでは、の材有をい団う明ジ備と、のがある、、、ヤしのが、、、ヤしのがある。部ス舟ケでのいいのでである。	・土のう袋と砂を 役場庁舎に備蓄し ている。	で、水防資機材の 備蓄情報の共有を			で、水防資機材の 備蓄情報の共有を 行っている。 ・水防待機所等に	・備蓄水防資機材の市町 村、県の間での相互使用に 関しては調整が不十分で り適切な水防活動に懸 りある。 ・水防資機材を搬入するた めの進入路を確保できない 懸念がある。	
備状況		ジャケット、水防車両を配備している。							・水防資機材の備蓄が関係を が不としている。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	W
市町村庁舎、3 害拠点病院等の 水害時における 対応	の降雨に伴う浸水 想定区域外に移転 予定である。 の	・福祉避難所となる特別養護老人 ホーム「とさの	ル、会議室として、浸水した大大大な構造となる。 ・仁淀病院、すこかかセンター(いの町)については浸水する。		があり、庁舎の建 て替えも含めて浸 水対策を検討中で ある。	県中央西土木事務 所は伊野合の。ただ 3階にある。ただ し、電源設備は1 階に設置されてい ることから、浸水	浸水想定区域外に 位置している。 ・庁舎の浸水対策 として、庁舎4階に	大規模の降雨に伴 う浸水想定区域内 に位置している。	・新たな想定しうる最大規 関では、 横の降いできるたいのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	X

③氾濫水の排除、施設運用等に関する事項

	<u>、                                    </u>	<u> </u>	_	_						
項目	高知市	土佐市	いの町	佐川町	日高村	高知県	高知地方気象台	四国地方整備局 高知河川国道事務所 大渡ダム管理所	課題	
	_	ンプの設置を行	・排水ポスト 上海 は は は は は は は は は ま は ま が は ま が は い か は い か は い か ら か ら	_	前に実施してい	・排水機場、樋 門、陸閘の操作点 検を出水期前に実 施している。		策車両、機器にお いて、平常時から 定期的な保守点検	・現状の排水計画では、想定しうる最大規模の降雨に伴う浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。	Y
資機材の操作・	・必要に応じて四 国地方整備局に排 水ポンプ車の派遣 要請を行い排水を 実施している。	・必要に応じて四 国地方整備局に排 水ポンプ車の派遣 要請を行い排水を 実施している。	・必要に応じて四 国地方整備局に排 水ポンプ車の派遣 要請を行い排水を 実施している。	_	・必要に応じて四 国地方整備局に排 水ポンプ車の派遣 要請を行い排水を 実施している。			により、被害状況 を勘案し排水ポン プ車を出動させて いる。また、台数 が不足する場合は	・既存の排水施設、排水系統も考慮しつ、排水計画を検討する必要がある。 ・市町村の要請により、排水配備台数に限りがあり、優先度をつけて出動する必要がある。	Z
	・週に1回委託先 (地元住民)、 3ヶ月に1回市職 員が施設の点検を 実施している。	_	・ポンプ場、樋門 操作人研修に毎年 参加し、点検を出 水期月2回、渇水 期月1回実施して いる。		会への参加	・排水機場、樋 門、陸閘の操作点 検を出水期前に実 施している。		・日常の施設点検 や出水期前の操作 説明会を毎年実施 している。		AA
既存ダムにおける洪水調節の現	・放流警報周知会 に参加している。	・放流警報周知会 に参加している。	・放流警報周知会 に参加している。	・放流警報周知会 に参加している。		・桐見ダムのダム 操作の理解を深め てもらうために関 係機関を対象に放 流警報周知会を開 催している。		・大渡ダムのダム 操作の理解を深め てもらうために関 係機関を対象に放 流警報周知会を開 催している。	_	AB
状						_			水発生に備え、ダムの危機 管理型運用方法を検討する	AC

【仁淀川】

別紙1

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	の <b>整備に関する事項</b>     高知市	土佐市	いの町	佐川町	日高村	高知県	高知地方気象台	四国地方整備局 高知河川国道事務所 大渡ダム管理所	課題	
堤防等河川での 一大で 一大で で で で で で で で で の を 備 で の の の の の の の の の の の の の の の の の の						・仁淀川支川の河川改修事業を推進している。		未整備箇所につい	・堤防未整備箇所や流下断面が、洪水により氾濫するおそれがある。	AD
								・堤防決壊までの 時間を少しでも引 き延ばすために、 堤防天端の舗装を 実施している。	_	AE
			・宇治川における 内水対策として排 水ポンプの新設及 び宇治川の支川改 修を実施してい る。	_	ド対策を実施している。	内水対策として天 神ヶ谷川の改修を		・宇治川にとかれ 内水機場施 の大機実施 のでした。 のでしたができるができるができます。 のできますができませる。 のできますができませる。 のできませる。 のできませる。 のできませる。 ののできませる。 ののできませる。 ののできませる。 ののできませる。 ののできませる。 ののできませる。 ののできませる。 ののできませる。 ののできませる。 ののできませる。 ののできませる。 ののできませる。 ののできませる。 ののできませる。 ののできままます。 ののできませる。 ののできままする。 ののできままする。 ののできままする。 ののできままする。 ののできままます。 ののできままする。 ののできままままままままままままままままままままままままままままままままままま	_	AF

地域在					出用					H	Ę			出出	田 田 田	出	出	出用	田 田 田	出用		E	E E E	田 田 州	出用		参加	4 4 4	ル に に に に に に に に に に に に に に に に に に に		参加	出用					
四国地方整備局 高知河川国道事務所 大渡ダム管理所	0	0	0		0	0	0	0 0		0	0	0	0		0 0	0	0	0		0 0		0		o (	0		0	0	0		0			0	0 0	0	0
高知地方 気象台											I	0	o		0					0		0 (	O (	o (							0						
高知県	0		0					0 0		0	0	0										0	(	0	0		0	0	0		0			0	0		
日高村			0	,	1	ı		0 0		0	0	0	Э	0 1		0	0	0	0 0	0 0		0	(	o (	0		0	0	0		0	0		0	0 0	0	
佐川町			ı		1	ı		0 1		0	0	0	Э	0 0		0	0	0	ı	0 0		0	(	0	0		0	0	1 0		0			I	1 1	ı	
いの町			0	,	1	ı		0		0	0	0	Э	0 1		0	0	0	0 0	0 0		0	(	0	0		0	0	0		0	0		0	0 0	0	
土佐市					1	ı		0 0		0	0	0	Э	0 1		0	0	0	0	0 0		0	(	0	0		0	0 (	0		0	0		0	0 0	0	
高知市					0	1		0 0		0	0	0	0	0 1		0	0	0	0	0 1		0	(	0 0	0	級	0	0	0		0	0		I	0 0	0	
目標時期	平成28年度~平成 32年	平成28年度	平成27年度~平成 32年度		7	年度~平	+以28年度~+以32年度 64年度 毎年	(出水期前) 平成28年度~		平成28年度~ ※編	平成28年度~ 亚成28年度~	+ 灰 2 0 4 净 ~ 比 比 2 8 件 唐 ~	総続	平成28年度~ 平成28年度~	継続 平成28年5月	平成28年度~	平成29年度~	平成29年度~	平成28年度~ 平成28年度~	継続 平成28年度~	-	## (田水期前) 	平成29年5月	平成28年度~ 隔時	毎年 (出水期前)	めの水防活動等の取給	毎年 (出水期前)	毎年 (出水期前) 毎年	(出水期前) 随時	+ cc +	~±°5%;	平成28年~	用50年,证书	半成29年度~半成32年度	随時 毎年 (出水期前)	毎年 (出水期前)	平成28年度~平成 32年度
課題の対応	QA D	AE				Υ	>	> ×	=		Z		Б	3, H, Q P	0	О ц	A, I, O	0		m ()		Δ .		, O ,	AB	4	R, T, U	$\cap$	, y , D, A			し, し, 」 <b>第27章 243 7 7</b> 2	説に	>	Z AA		AC
具体的な取組の柱 事項 目体的取組 1)ハード対策の主な取組		■ 危機管理型ハード対策 ・ 提防天端の舗装	■内水被害を軽減する対策 ・排水施設の整備	■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	・早期に氾濫が発生する地区に対して、洪水時の避難 勧告等の発令判断に活用する水位計の整備 い難が一點に、水無な時、海出のエリュー	・避難行動に必要な映像提供に配慮した66TVカメラの設置		・市町村庁舎、災害拠点の病院等の浸水被害対策	2)ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組 ■ # # # # # # # # # # # # # # # # # #	■情報伝達、避難計画等に関する取組 ・リアルタイムの情報提供及び連絡網の整備 ・「 「 中後情報の提供 「 間すろ位で」の統結	・ 大学によったには、 の場合には、 しょうになる アンシュ型情報の発信・ 渉難執生に 美田 た 氏 派 行動 計画 (カイ・ライン) 「 お	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・遊難勧告等における助言の実施	・近隣市町村との広域避難に関する調整、避難経路の検討・溶離行動計画の検討	・洪水予報文の改良 ・想定しうる最大規模の降雨も含めた浸水想定区域及 び地点別氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定 区域の指定	・想定しうる最大規模の降雨も含めた浸水想定区域及び地点別氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定 区域の住民への周知	・浸水リスクに関する住民意識調査及び防災情報の認識、活用実態調査の実施	・ハザードマップ(統合型防災マップ)の作成、改良、周知	・まることまちことハザードマップの整備と周知 ・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティFM放送の 整備、防災ラジオ配布の検討を実施	·情報伝達(ホッライン)の実施 ・浸水被害情報提供システムによる内水状況の共有	■平時から住民等への周知·教育・訓練に関する取組 ************************************	・避難を促す系 急行動に係わる情報の共有・情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能	性」等の改善・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立っ広報や各独の作成を対しまる。 防災情報の住民等への関		・ダム操作に関する地元関係者への周知	プト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保の ■米防汗動の効率ル及15米的体組の強化に関する取組			した水防訓練の実施 ・水防団等に対して河川水位等に係る情報提供の実施	■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関す。   manne 並が日本部 間反を調じま構り まわげき	・ 姿的處も利用施改、判除台球C建境した、背板は連 訓練や避難訓練の計画の検討及び避難確保計画等の 作成に向けた支援の検討を実施	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の 啓発活動 1、社会の主な形象 の社会変送されます。	ノト <u>バス末の土な取組                                    </u>	・排水微場、個門、排水路寺の清報共有を踏まえた、排水計画の検討を実施	・排水ポンプ車の出動要請及び出動体制の確保 ・排水機場、 樋門、 排水路等の点検及び操作説明会の 実施	・排水ポンプ車等による訓練の実施	・ダムの容量を有効活用するためのダム操作について判 断基準、操作ルール等の検討を実施

項目	紅百	内容	課題の	高知	和市	土包	左市	L\0	の町	佐儿	川町	E	高村	高	印県	高知地方	方気象台	四国地方整備局 高知河川国道事務所 大渡ダム管理所
次口	F-75	r i 🕁	対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容時期
		主な取組																
	【仁 · 場 · 河 【支	河川内で安全に流す <u>気</u> 二淀川】 是防整備 是透対策 可道掘削による流下能 向上 ミ川】 ミ川の河川改修事業を 進	AD											・仁淀川支川の河川改修事業を推進	継続			【仁淀川】 ・加田箇所の堤防 整備 ・用石箇所、弘岡 箇所の浸透対策 ・用石箇所、新居 箇所の河道掘削に よる流下能力向上
ī		理型ハード対策																
	·埙	是防天端の舗装	AE															・堤防天端の舗装 平成28年度
		害を軽減する対策  非水施設の整備	AF					・雨水ポンプ場2箇 所整備、マンホー ルポンプ1箇所整 備、雨水渠整備、 河川側壁嵩上 ・鎌田排水機場ポ ンプ増設工事 (1.45t/s×1台)		-	_	・日下川岩目地及 び戸梶川(馬越)に 排水ポンプの設置 などのハード対策	平成27年度~平成32年度	・天神ヶ谷川の改修 ・日下川、戸梶川 の改修	平成27年度~平成31年度 平成27年度~平成32年度			・宇治川排水機場 収30年度 のポンブ増設 収30年度 ・日下川放水路の 平成27年度~平成32年度
	■ `PD ## /二		新 次士·	7 甘舩笠の乾/井														
	· 早 地l 避	動、水防活動、排水活 車期に氾濫が発生する 区に対して、洪水時の 難勧告等の発令判断 活用する水位計の整備	・ に 後 音	を基金等の整備 四国地方整備局 による水位計整備 後、洪水時の避難 助告等の発令判断 に活用	平成28年度~	-	-	_	-	-	-	-	-					・洪水に対してリス クの高い箇所の水 位を把握するため、 水位計の追加設置 を行い計測を実施 (田ノ裏箇所)
	提	连難行動に必要な映像 供に配慮したCCTVカメ の設置		_	_	_	_	_	_	-	_	_	_					・未整備地区に CCTVカメラの設置 (弘岡箇所)
	材	見防天端を活用した資搬入路としての活用運整備	V															・JRの仁淀川橋梁 の堤防との交差部 について、災害時 の通行に関し利用 協議し活用
	· 7	K防資機材の確保	北 て ( ( (	市町村、県、四国也方整備局の間で、水防資機材材の 計蓄情報を共有 鏡川沿川水防倉 電に備蓄済		・市町村、県、四国地方整備局の間で、水防資機局の間で、水防資機材を共有・土のうステーションは、光永地区の倉庫に設置済	実施済	・市町村、県、四国地方整備局の間で、水防資機材のの備蓄情報を共有・各分団、部中所に土のう、スコッライブ、照明、舟外等を配端・土のうなが等を配端・土のうながまる。	平成28年度~平	・市町村、県、四国地方整備局の間で、水防資機材の間で、水防資機材の備蓄情報を共有・土のう袋と砂を役場庁舎に備蓄済	実施済	・市町村、県、四国地方整備局の間の 地方整備局の間の で、水防資機材の 備蓄情報を共有 ・土のう作成用の土 を保管する「土のう ステーション」1箇 所整備済	実施済	・市町村、県、四国地方整備局の間で、水防資機材の備蓄情報を共有・県の水防倉庫に備蓄済・水防計画で必要に応じて市町村への資材提供を実施	実施済			・市町村、県 四国 毎年 (出水期前)で、水防資機材の備蓄情報を共有・大規模な災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合は、自治体への支援を実施
		5町村庁舎、災害拠点 病院等の浸水被害対	户	高知市役所春野 庁舎について移転 P定		・土佐市防災センターの電源設備を2階に設置富済・役所庁舎は、建てが替えをせて電所等の場合の配置等の影響等の場合の配置等の表別する予定	実施済	いの町本庁舎は対策済	実施済	-	_	・日高村役場庁舎 の建て替えを含め 浸水対策を検討	平成28年度~	・高知県中央西土 木事務所の電源設 備の浸水被害対策 の検討	平成29年度~			・仁淀川出張所の 浸水被害対策の検 討

項目	市伍	th the	課題	高知	 1市	土位	 E市	LVO	D町	佐丿	ll町	日龍	 §村	高知県	高知地方	 方気象台	四国地方整備局 高	知河川国道事務所 『ム管理所
			の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容時期	実施内容	時期	実施内容	時期
		の主な取組 ①円滑かつ		難行動のための取締	<u> </u>													
	■作	吸伝達、避難計画等に関す ・リアルタイムの情報提供 及び連絡網の整備		・関係機関の防災 情報について高知 市ウェブサイトへのリ ンク設定(県、国等 の防災関連情報)	<b>継続</b>	・メール配信サービス(水防団への情報連絡網の整備)により情報提供	継続	・いの町枝川地区高度雨水情報システムにより情報提供		・メール配信サービスにより情報提供	継続	・日高村水防情報システムの構築を検討	平成29年度	・水防情報システ 継続 ムによる情報提供 の周知			・CCTVカメラのライ ブ映像公開箇所の 拡大及びデロップの 追加 ・NHKとの協定に基 づき河川情報及び 映像情報等を配信	
		・「映像情報の提供に関する協定」の締結		・四国地方整備局からの映像の受信	継続	・四国地方整備局からの映像の受信	継続	・四国地方整備局からの映像の受信	継続	_	_	・四国地方整備局からの映像の受信	継続		-	_	・協定に基づき河川や道路の映像を提供	継続
		・ブッシュ型情報の発信		・緊急速報メール 等により伝達	継続	・緊急速報メール、 メール配信サービ ス等により伝達	継続	・緊急速報メール、 メール配信サービ ス水防団への情 報連絡網の整備) 等により伝達	継続	・緊急速報メール、 メール配信サービ ス等により伝達	継続	・緊急速報メール、 メール配信サービ ス等により伝達	継続	・県が運用している 高知県総合防災情報システムへのLアラート、緊急速報メールの配信機能の付加により、市町村が行う住民への伝達を支援			・スマートフォン等によるプッシュ型の洪水予報等の配信を順次実施	平成28年度~
		・避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)における関係機関の連携状況等を踏まえた精度向上	D	・タイムラインの作 成	平成29年度	・タイムラインの精査・見直し	平成28年度~	・タイムラインの作成	平成29年度	・タイムラインの作成	平成29年度	・タイムラインの作 成	平成29年度	・市町村、国と協力 平成28年度~ レタイムラインの作 成	・市町村、県、四国地方整備局と協力しタイムラインの作成	平成28年度~	・タイムラインを作成できていない市町村のタイムラインを作成できていない市町村のタイムラインを保係機関(市町村、県、島台)の行動状況を踏まえたタイムラインの精査、見直し	平成28年度~
		・防災行動計画(タイムライン)を用いた訓練の実施		・タイムラインを用いた訓練の実施	平成29年度~	・タイムラインを用い た訓練の実施	平成28年度~	・タイムラインを用い た訓練の実施		・タイムラインを用い た訓練の実施	平成29年度~	・タイムラインを用いた訓練の実施	平成29年度~	・タイムラインを用い 平成29年度~ た訓練の実施	・タイムラインを用いた訓練の実施	平成29年度~	・タイムラインを用いた洪水対応演習の実施	継続
		・避難勧告等における助言の実施	D											・気象警報等の発表時には市町村の体制を確認するとともに、高知地方気象台と連携した気象情報の提供や、発令基準等の水位となる場合には避難勧告等の発令について助言を行う	・避難勧告等の発 令について助言を 求められた場合 は、助言を行う	継続	・避難勧告等の発 令について助言を 求められた場合 は、助言を行う	継続
		・近隣市町村との広域避難に関する調整、避難経路の検討	l	・近隣市町村との 広域避難に関する 調整、避難経路の 検討	平成29年度~	・近隣市町村との 広域避難に関する 調整、避難経路の 検討	平成29年度~	・近隣市町村との 広域避難に関する 調整、避難経路の 検討		・近隣市町村との 広域避難に関する 調整、避難経路の 検討	平成28年度~	・近隣市町との広 域避難に関する調 整、避難経路の検 討	平成28年度~					
		・避難行動計画の検討	Р	-	-	-	-	-		・風水書時に避難 すべきかどうかなど の行動計画を、予 め家庭毎で決定し てもらう取組を実施 中	平成28年度~	_	-					
		・洪水予報文の改良	А												・氾濫が発生した場合の浸水区域として対象となる地区まで表示した洪水 予報文を発表	継続	・氾濫が発生した場 合の浸水区域とし て対象となる地区 まで表示した洪水 予報文を発表	继続

項目	事項	内容	課題の	高	知市	土包	左市	LV	の町	佐川	旧町	日高	高村	高知県	高知地	方気象台	四国地方整備局 高大渡	5知河川国道事務所 ダム管理所
		・想定しうる最大規模の降雨も含めた浸水想定区域 及び地点別氾濫シミュ レーション、家屋倒壊等 氾濫想定区域の指定	対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容 時	期 実施内容	時期	実施内容・想定しうる最大規模の降雨も含めた浸水想定区域及び地点別氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の指定、周知	時期 平成28年5月
		・想定しうる最大規模の降雨も含めた浸水想定区域 雨も含めた浸水想定区域 及び地点別氾濫シミュ レーション、家屋倒壊等 氾濫想定区域の住民へ の周知		・四国地方整備局 と連携し必要に応じ て想定しうる最大規 模の降雨に伴う浸 水想定区域等の住 民説明を実施	<u>.</u>	・防災情報のチラシを配布することで、 想定しうる最大規 模の降雨に伴う浸水想定区域等の合 民への周知を行う	平成28年度~	・防災情報のチラシを配布することで、 想定しうる最大規模の降雨に伴う浸水想定区域等の住民への周知を行う	平成28年度~	・防災情報のチラシを配布することで、 想定しうる最大規 機の降雨に伴う浸 水想定区域等のう 民への周知を行う	平成28年度~	・防災情報のチラシを配布することで、 想定しうる最大規 模の降雨に伴う浸 水想定区域等の住 民への周知を行う	平成28年度~				・市町村と連携し必要に応じて想定しうる最大規模の降回に共う浸水は関連を実施・事務所のウェ点別の氾濫流の記鑑流の上規度の降配を表表大規模の降回に対した模の保証が、またが、では、またが、では、またが、では、またが、では、またが、では、またが、では、またが、では、またが、できない。	平成28年度~
		・浸水リスクに関する住民 意識調査及び防災情報 の認識、活用実態調査の 実施		・四国地方整備局 と連携して、浸水リスクに関する住民 意識調査及び防災 情報の認識、活用 実態調査を実施	平成29年度~	・四国地方整備局 と連携して、浸水リスクに関する住民 意識調査及び防災 情報の認識、活用 実態調査を実施	平成29年度~	・四国地方整備局 と連携して、浸水リスクに関する住民 意識調査及び防災 情報の認識、活用 実態調査を実施	平成29年度~	・四国地方整備局 と連携して、浸水リ スクに関する住民 意識調査及び防災 情報の認識、活用 実態調査を実施	平成29年度~	・四国地方整備局 と連携して、浸水リスクに関する住民 意識調査及び防災 情報の認識、活用 実態調査を実施	平成29年度~				・市町村と連携して、浸水リスクに関する住民意識調査及び防災情報の認識、活用実施に今後の実施施策を検討	平成29年度~
		・ハザードマップ(統合型 防災マップ)の作成、改 良、周知	G, P	・ハザードマップの改良、周知、配布	平成28年度~	・ハザードマップの 改良、周知、配布	平成30年度	・ハザードマップの作成、周知、配布	平成29年度	・ハザードマップの 改良、周知、配布	平成29年度	・ハザードマップの 改良、周知、配布	平成30年度				・ハザードマップ作 成のため技術支援 を実施	継続
		· まるごとまちごとハザード マップの整備と周知	0					・実績浸水深の電柱等への表示	平成28年度~平 成30年度			・主要箇所への実 績浸水深等の表示 の実施	平成28年度~					
	■情幸	Ⅰ 報伝達、避難計画等に関す	る取組															
	_ 161	・情報伝達手段の多重化	U-DAIL	・シティFMと災害時		・要配慮者対象に	継続	・臨時コミュニティF	平成28年度~			・広域避難所への	平成28年度~					
		としてのコミュニティFM放送の整備、防災ラジオ配布の検討を実施	I, N	の協定締結を準備中 ・防災ラジオの配布 の検討		防災ラジオの配布		M放送の体制整備、防災行政無線 備、防災行政無線 更新に併せた防災 ラジオの検討、配 布の検討		_	_	携帯ラジオの配備 実施済 ・防災ラジオの配布 を検討						
		・情報伝達(ホットライン)の実施	В	・災害発生のおそれがある場合は、 市長と高知地方気象台及び四国地方気象台及び四国で相互に情報伝達(ホットライン)を実施	Ī	・災害発生のおそれがある場合は、 市長と高が四国を を借属の間に情報伝達(ホットライン)を実施	継続	・災害発生のおそれがある場合は、町長と高知地方気が四国地方方を備局の間で相互に情報伝達(ホットライン)を実施	継続	・災害発生のおそれがある場合は、 町長と高がから気 会分及び四国地力大 象備局の間に情報伝達(ホット ライン)を実施	継続	・災害発生のおそれがある場合は、 村長と高び四ち、気象・ を通りの間で相互に情報伝達(ホットライン)を実施	継続		・災害発生のおそれがある場合は、 市長村長と台長の 間で相互に情報伝 達(ホットライン)を 実施	継続	・災害発生のおそれがある場合は、 市長村長と事務所 長の間で相互に情報伝達(ホットライン) を実施	継続
		・浸水被害情報提供システムによる内水状況の共有	С	_	-	・四国地方整備局 と波介川流域浸水 情報提供システム による浸水被害及 び浸水予測を共有	平成31年度~	・四国地方整備局 と宇治川流域浸水 情報システムによる 浸水被害及び浸水 予測を共有		・四国地方整備局と日下川流域浸水情報システムによる浸水被害及び浸水予測を共有	平成29年度~	・四国地方整備局 と日下川流域浸水 情報システムによる 浸水被害及び浸水 予測を共有	平成29年度~				・波介川流域浸水 情報を内水被供 また、築体 ・宇利シ浸水 ・宇報を土 ・宇報を土 ・宇報・シ浸水 ・宇報・シ浸水 ・宇報・シ浸水 ・宇報・シ浸水 ・日報・浸水 ・日報・浸水 ・一日報・浸水 ・一日報・浸水 ・一日報・浸水 ・一日報・浸水 ・一日報・浸水 ・一日報・浸水 ・一日報・浸水 ・一日報・浸水 ・一日報・浸水 ・一日報・火 ・一日報・大 ・一日報 ・一日報・大 ・一日報・大 ・一日報 ・一日報 ・一日報 ・一日報 ・一日報 ・一日報 ・一日報 ・一日報	平成29年度
	■平陽	    持から住民等への周知・教	 育·訓練	に関する取組														
		・避難を促す緊急行動に 係わる情報の共有		・首長以下の関係 者で、仁淀川大規 模氾濫に関する減 災対策協議会等を 実施	(出水期前)	・首長以下の関係 者で、仁淀川大規 模氾濫に関する減 災対策協議会等を 実施		・首長以下の関係 者で、仁淀川大規 模氾濫に関する減 災対策協議会等を 実施 ・防災関係団体職 員による訓練、学 習会を検討	(出水期前)	・首長以下の関係 者で、仁淀川大規 模氾濫に関する減 災対策協議会等を 実施	毎年 (出水期前)	・首長 で の 関係 者で、 窓 に 関		・首長以下の関係 毎年 者で、仁淀川大規 (出水期前 模氾濫に関する減 災対策協議会等を 実施	・首長以下の関係 者で、仁淀川大規 模氾濫に関する減 災対策協議会等を 実施	毎年 (出水期前)	・首長以下の関係 者で、仁淀川大規 模氾濫に関する減 災対策協議会等を 実施	
		・情報発信時の「危険度 の色分け」や「警報級の可 能性」等の改善	L												・情報発信時の「危険度を色分けした時系列」表示及び「警報級の可能性」についての改善	平成29年5月17日		

	内宓	課題	言	5知市	土	佐市	()	の町	佐	JII町	日	高村	高	知県	高知地	方気象台	四国地方整備局 活 大渡	局知河川国迫事 ₹ダム管理所
į	内容	の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
:	効果的な「水防災意識 社会」の再構築に役立つ 広報や資料の作成、配布 こよる、防災情報の住民 等への周知			平成28年度~	・災害情報提供の チラシ等による広 報、周知	平成28年度~	ハザードマップ配布 と併せて災害情報 チラシの配布	平成28年度~	・災害情報提供の チラシ等による広 報、周知	平成28年度~	・災害情報提供の チラシ等による広 報、周知	平成28年度~	・水防情報システムの周知を図るため広報を実施		・防災情報の利活 用を推進するため の広報を実施		・水災害広報の充 実として出水があった場合、三行 ・防災情報のチラシを作成し、市町村 の広報誌等の配布 に合わせて住民に 配布	平成28年原
	・小中学校等における防 災教育を実施		· 依頼があれば出 前講座等を実施	随時	・依頼があれば出前講座等を実施	随時	・依頼があれば出前授業を実施	随時	・依頼があれば出前講座等を実施・天気、自然災害に関する学習会を実施	随時	・学校と村が連携して防災講演会を実施	毎年	・小中学校等から の要請に応じ、出 前講座により防災 教育を実施	随時	・依頼があれば出前講座等を実施	随時	・小学を決して、大学を対して、防び情知を対して、防び情知を明確する。 ・小学の説が、一切をできる。 ・小学の説が、一切をできる。 ・小学の説が、一切をできる。 ・小学の説が、一切をできる。 ・小学の説が、をでいる。 ・小学の説が、をでいる。 ・小学のといる。 ・小学のといる。 ・小学のといる。 ・小学のといる。 ・小学のといる。 ・小学のといる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	随時
	ダム操作に関する地元 関係者への周知	1 1	· 放流警報周知会		・放流警報周知会	毎年	・放流警報周知会	毎年	・放流警報周知会	毎年	・放流警報周知会	毎年	・桐見ダム放流警	毎年			・大渡ダムの放流	
	②主な取組 ②洪水氾濫	AB による被	<mark>害の軽減及び避</mark>	出水期前)	に参加	(出水期前)	に参加	(出水期前)	IC参加	(出水期前)	に参加	(出水期前)	報用知会の実施				警報周知会の実施	(出水期前
防		AB による被 は制の強・	<mark>害の軽減及び避</mark>	難 <mark>時間の確保のため</mark>		毎年	・水防団への連絡体制の確認	(出水期前)		(出水期前)				(出水期前)			警報周知会の実施 ・水防団との連絡体制の確立との連絡体制の確立との情報をで要するとの情報をで要するとのでは、避難に関いる特別が発展した。といるでは、対しまれば、対しまなが、対しまれば、対しまなが、がはないが、対しまなが、はないが、はないないが、はないないが、はないが、はないないが、はないが、は	毎年
<b>〈防</b>	②共水氾濫 活動の効率化及び水防体・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施  ・水防連絡会の開催、重要水防箇所の共同点検及び精査、見直し	R、T、U	<mark>害の軽減及び避り 化に関する取組</mark> ・水防団(消防団)	毎年	・水防団(消防団) と伝達訓練を実施 ・水防連絡会の開催及び重要水防箇 所の共同点検	毎年 ((防災の日)9月1 日前後) 毎年 (出水期前)	・水防団への連絡体制の確認・重要水防箇所について幹部会での説明・水防連重要水防箇所の所のが重要水	毎年(出水期前)	・水防団への連絡	毎年(出水期前)	・水防団への情報	毎年 (出水期前)	報用知会の実施  ・水防管理団体への連絡体制が記載されている水防計画書の作成および	毎年(出水期前)			・水防団との連絡 体制の確立 ・樋門操作員との 情報伝達体制の確立及び安全を確保、 避難に関する周知 徹底 ・維持記訓練及び年 視別担当著の安卓る 保、避難に関するの要々る	毎年(出水期前
×防 ( )	②主な取組 ②洪水氾濫 活動の効率化及び水防体 水防団等への連絡体制 の再確認と伝達訓練の実施 水防連絡会の開催、重 要水防箇所の共同点検	R、U S、U	*書の軽減及び避難化に関する取組・水防団(消防団)と伝達訓練を実施と伝達訓練を実施・水防連絡会の開催及び重要水防	毎年の住人の大人の一番を持ちます。	・水防連絡会の開 催及び重要水防筒	毎年 ((防災の日)9月1 日前後) 毎年 (出水期前)	・水防団への連絡体制の確認・重要水防箇所について幹部会での説明・水防連絡会の開催及び重要水防箇	毎年(出水期前)	・水防団への連絡 体制の確認 ・日下川の重要水	毎年(出水期前)	・水防団への情報 伝達網の確認 ・水防連絡会の開 催及び重要水防箇	毎年(出水期前)	報用知会の実施  ・水防管理団体への連絡体制が記載されている水防計画書の作成および伝達訓練の実施  ・水防連絡会の開催及び重要水防箇	毎年(出水期前)			・水防団との連絡 ・が防団との連絡 ・福門伝達なります。 ・福門伝達全は、選難に ・推発では関する。 ・経過では、 ・本のは、 ・では、 ・	毎年 (出水期前

事項	内容	課題の	高	知市	土位	生市	()(	の町	佐丿	川町	日	 高村	高	印県	高知地	方気象台	四国地方整備局 高大渡	弱知河川国道事務所 ダム管理所
		対応		時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
■要酉	配慮者利用施設や大規模コ	工場等σ																
	・要配慮者利用施設、関係各課と連携した、情報係各課と連携した、情報係金融機能の設立を開始を設立を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を	Р	・要に係る成立 ・要配係る経難性に 要配係る接近に かでの作の検討 ・要と関係を ・要と関係を をと関係を が表した を が表した を がある に がある に がある に がある に がある に がいがいけ がいがいけ がいがいけ がいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがい	平成28年度~	・要配係者開作保計画を開発に係の作権を開発に係る作権を開発のでのである。 ・災害が、要難に対して、要をのでは、関係を対して、関係を対しては、関係を対しては、関係を対しては、関係を対しては、関係を対しては、関係を対し、関係を対しては、関係を対し、関係を対しては、関係を対し、関係を対し、関係を対し、関係を対し、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には	平成29年度~	・要配慮者利用確保計画の作成計で大変を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		・要配慮者難に向けた支害が受害の作権を基準に向後の後の後の後の後の後の後の後の後の後の後の後の後の後の後の後の後の後の後の	平成28年度~	・要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成に向けた支援の作成に向けた支援の指述が ・福祉避難所の立ち上げ訓練などを実施	毎年	・流域市町村で実施する避難訓練等の支援	随時	・要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成に向けた支援を実施	随時	·要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成に向けた支援を実施	平成28年度~
	・大規模工場等への浸水 リスクの説明と水害対策 等の啓発活動	ľ, J	・大規模工場については、地元説明会への参加を要請		・災害情報提供のチラシ等の配布	平成28年度~	・災害情報提供の チラシ等の配布	平成28年度~			・浸水想定区域内 の企業等を訪問、 災害情報提供のチ ラシ等の配布	(8月)						
小対策	の主な取組 ③社会経済	活動を	取り戻すための排水	活動及び施設運用の	強化							ı				•		
■排力	水活動の強化に関する取組	l		1						1								
	・排水機場、樋門、排水 路等の情報共有を踏まえた、排水計画の検討を実施				・排水計画を作成し 出水時に建設業協 会と連携し、ポンプ を設置		・排水ポンプ車を要請するタイミングや 駐車場所について 検討	平成28年度~			・排水ポンプ場の保守点検を出水期前に実施		・排水機場、樋門、 陸閘の操作点検を 出水期前に実施	継続			・排水機場、樋門、排水路等の情報共有を踏まえ、排水計画を検討	
		Y	_	_			・毎年ポンプ場担 当町職員に対し、 連絡網を整備、配 付し、町長からの通 知を配付		_	_								
	・排水ポンプ車の出動要 請及び出動体制の確保		・必要に応じて四国 地方整備局のポン プ車の配置を要請		・必要に応じて四国 地方整備局のポン ブ車の配置を要請	随時	・必要に応じて四国 地方整備局のポン プ車の配置を要請	随時			・必要に応じて四国 地方整備局のポン プ車の配置を要請	随時					・排水ポンプ車の平常時の保守点検を行い、災害発生時による出動体制を確保	継続
		Z							_	_							・浸水被害状況や 市町村からの要請により、排水ポンプ車を出動	
																	・台数が不足する 場合は四国地方整 備局に広域配備を 要請	
	・排水機場、樋門、排水 路等の点検及び操作説 明会の実施	AA	・週に1回委託先 (地元住民)、3ヶ 月に1回市職員が 施設の点検を実施		・排水ポンプ車の導 入を検討	~平成32年度	・定期的な施設点 検や出水期前の操 作説明会への参加	(出水期前)	_	_	・定期的な施設点 検や出水期前の操 作説明会への参加	(出水期前)	・排水機場、樋門、 陸閘の操作点検を 出水期前に実施	継続			・日常の施設点検 や出水期前の操作 説明会を実施	毎年
	・排水ポンプ車等による訓練の実施		・四国地方整備局 の訓練への参加	毎年 (出水期前)	・四国地方整備局の訓練への参加	毎年 (出水期前)	・四国地方整備局の訓練への参加	毎年 (出水期前)	_	_	・四国地方整備局の訓練への参加	毎年 (出水期前)					・毎年排水ポンプ 車等による訓練を 実施	
	・ダムの容量を有効活用 するためのダム操作につ いて判断基準、操作ルー ル等の検討を実施	AC															・大渡ダムの容量を 有効活用するため のダム操作につい て判断基準、操作 ルール等の検討を 実施	平成28年度~平成32年度